

## 「学協会法人化問題」等に関する学協会意見の概要

日本学術会議 第3部拡大役員会主催  
理学・工学系学協会連絡協議会  
(平成30年3月30日開催)

各学協会に学協会法人化問題等に関する意見を求め、全83学協会のうち59学協会(71%)から回答を得た中で、多かった具体的なご意見をご紹介します。

1.学協会の運営などで何か問題が生じているか、法人制度に対しどのような改善を求めているか？

1) 公益社団法人の主なご意見

- ①会計上の制限の緩和を要望する。
- ②公益目的事業に係る変更認定の手続が煩雑、新規事業や共同事業の手続きの簡便化が必要である。
- ③公益3指標の中の「有休財産上限額」が厳しく、事業規模小さい学協会にとって負担である。
- ④法人法では、資金の繰越や積立に制限があるため、収益事業における単年度の収益の変動（特に収益の減）が学会の安定運営に大きな障害となっている。
- ⑤収支相償の基準により活動が制約されるため、柔軟な資金運用の検討をお願いする。

## 2) 一般社団法人の主なご意見

- ①法人化に伴い、定款・規程類の運用が厳格化した但、会計処理が煩雑になった。
- ②公益目的支出計画の管理・実施報告が煩雑であり軽減を希望する。
- ③収支相償の要件や公益目的事業比率の要件等の制約ならびに諸手続きが厳しい。
- ④新規事業立ち上げに対する制約が、積極的な事業展開を阻害している。

## 2. 学術団体として活動しやすい法整備に関するご意見

### 【一般法人法設立の背景】

一般法人法の制定が旧公益法人の整理(行政改革)という文脈のなかでなされたこと、同時期に制定された会社法との整合性(一般法人法による会社法の潜脱の防止)等の理由があった。その結果成立した一般法人法は、確かに多様な機関設計を可能にしており、さまざまなタイプの非営利団体に選択肢を開くものとなっているが、しかし、その構造は非常に複雑となった。

引用：「非営利法の現状と課題－非営利法の体系化に向けた一つの素描」P538より(佐藤岩夫/東京大学教授)

### 【ご意見(共通)】

- ①法人制度自体が、ボランティアベースの学会にはそぐわないため「学術法人」の新設が望ましい。
- ②公益認定(再認定)の省略・簡素化、税制優遇等の法整備が望まれる。

### 3.学協会連携組織の具体的な課題に関するご意見

- ①連携組織体の事業は当該幹事学会の事業としては位置づけられず公益社団法人として運営管理を担当するのは難しい状況にある。
- ②連合講演会の共催分担金を幹事団体から次回幹事団体への繰越金送金に問題が生じている。
- ③連合体としてのイベントなどの負担が増えるため積極的な参画に躊躇する。
- ④連合体の学術領域が広すぎる場合は有益性が薄まる。
- ⑤法人格がないため、科研費への応募資格がない、各種組織との協力協定を結びにくい等の制約がある。

以上、ご清聴ありがとうございました。